

## 電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和5年度)

令和5年●月●日

総務省

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、令和5年度の電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの実施計画を示すものとして、「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和5年度)」(以下「年次計画」という。)を定める。

### 1. 実施スケジュール等

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、基本方針に基づき、電気通信役務を提供する指定公共機関<sup>1</sup>(以下「対象事業者」という。)に対して、ガバナンスに対するモニタリング及び電気通信設備に対するモニタリングを行う。

令和5年度においては、電気通信設備に対するモニタリングを令和5年9月から10月頃、ガバナンスに対するモニタリングを令和5年12月から令和6年3月頃実施し、各々結果を個別にフィードバックする。また、令和6年6月(目途)に、電気通信事故検証会議において令和5年度モニタリング結果概要を報告するとともに、令和6年度年次計画(案)の議論を行い、意見募集を経て、令和6年7月(目途)に令和6年度年次計画を策定・公表する。なお、令和5年度モニタリング結果概要については、対象事業者の機微な情報を多く含むことが想定されることから、基本方針のとおり、対外非公表とする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。<sup>2</sup>



<sup>1</sup> 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の7者が該当する。(基本方針「2. 実施方針(1) モニタリングの対象者」参照)

<sup>2</sup> 台風等の大規模自然災害等が発生した場合、予定を一部変更する場合がある。

(案)

## 2. ガバナンスに対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.(4)に基づき、ガバナンスに対するモニタリングとして、以下4つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて、実地調査及び経営の責任者への面談調査も行う。

- a) 管理規程<sup>3</sup>の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む）の点検状況
- b) リスク分析及び影響評価の結果も踏まえた（人材、設備、資金、組織等の）経営資源の十分性の点検状況
- c) 過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けている電気通信事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況
- d) その他直近の電気通信事業分野における事故その他の環境変化等を踏まえ点検すべき項目

また、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要のある特定の設備や項目、直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目の詳細等については、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和5年度においては、上記a)からd)の各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。なお、当該重点確認事項を踏まえ、モニタリングの実施に先立ち、各対象業者に対して、事前に質問事項を送付する。

### (1) 管理規程の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む）の点検状況

管理規程の実施状況や遵守状況に係る点検及び評価の確認を行う。事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託している場合は、当該管理規程に基づく電気通信設備の障害対策及び安全対策等に関する項目を盛り込んだ契約に係る委託先との締結状況、当該契約の遵守状況に係る点検及び評価の状況等についても確認を行う。

令和5年度においては、モニタリングの初年度ということもあり、本項目については、重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

---

<sup>3</sup> 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第44条第1項に基づき、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届出がなされた、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき事項を自ら定めた規程をいう。

(案)

## (2) 経営資源の十分性の点検状況

管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源（委託先の経営資源を含む。）の状況について、経営の責任者がどのように点検及び評価等を実施しているか等について確認する。

本項目については広範囲な点検を要するものではないことから、令和5年度においては、重点確認の対象を設けず、実施する。

## (3) 過去の行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況

過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた対象事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況について確認する。

令和5年度においては、過去3年間において電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた事案について、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況の確認を行う。

## (4) 直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目

その他直近の環境変化等を踏まえ点検すべき項目として、令和5年度は、以下を重点確認の対象とする。

### ① 汎用品設備に関するベンダーからの情報収集の状況

近年、電気通信事業者の基幹ネットワークの設備において、国内・海外ベンダーを問わず、汎用品設備が利用される機会が増えてきている。こうした中で、対象事業者自身が、汎用品設備の処理動作等を正確に把握できていない場合、適切なリスクの洗い出しや市場導入前の動作検証に支障が生じるおそれも危惧される。そこで、汎用品設備に関するベンダーからの情報収集の状況等について確認を行う。

### ② 電気通信役務の安全・信頼性の確保のために現在注力している取組

近年の電気通信事故の増大を踏まえ、電気通信役務の安全・信頼性の確保のために、対象事業者においては、各々様々な取組に注力していると思われる。電気通信分野全体の安全・信頼性の確保の一助として、こうした最新の取組について確認を行う。

### ③ 他の事故事例等を踏まえた点検状況

他の電気通信事業者から情報共有を受けた事故事例、他の電気通信事業者及

(案)

び自社内から報告のあった重大事故のおそれ事案、並びに電気通信事故検証会議の報告書（指摘事項）に関する点検状況

### 3. 電気通信設備に対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、電気通信設備に対するモニタリングとして、以下3つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて実地調査も行う。

- a) 利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして令和5年総務省告示第●●号で定める設備<sup>4</sup>におけるリスクの洗い出し状況
- b) 上記 a) で洗い出されたリスクに対する対応措置・応急復旧措置
- c) 上記 b) の対応措置・応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間含む）

また、前述のとおり、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要のある特定の設備等について、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和5年度においては、上記 a) から c) の各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。

#### （1）リスクの洗い出し状況

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障に係るものを含む。）の洗い出し項目等について確認する。

令和5年度においては、以下の電気通信設備のリスクの洗い出し状況を重点確認の対象とする。

---

<sup>4</sup> 具体的には、次のいずれにも該当する設備をいう。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備
- 二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備
- 三 次に掲げるいずれかを提供する電気通信設備
  - イ 伝送機能
  - ロ 交換機能
  - ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）
  - ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能
  - ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

(案)

① 加入者情報を制御・管理する設備（いわゆる加入者データベース）

利用者の加入者情報や位置情報等を管理し、位置登録、発着信制御、ネットワークポリシー管理、課金制御等を行う設備

② 基幹ネットワークで用いられるルータ（コアルータ）

データの転送経路を選択・制御する機能を持ち、複数の異なるネットワーク間の接続・中継に用いられるルータのうち、基幹ネットワークで用いられているもの

## (2) 対応措置・応急復旧措置

上記(1)で洗い出された当該発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置の整備に関する取組状況について確認する。

本項は、前項と連動した内容となることから、令和5年度の重点確認の対象は、前項と同じ以下の電気通信設備における発生リスクの対応措置及び応急復旧措置の整備に関する取組状況とする。

① 加入者の情報を制御・管理する設備（いわゆる加入者データベース）

② 基幹ネットワークで用いられるルータ（コアルータ）

## (3) 影響評価

上記(2)で整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信サービスに与える影響評価（想定復旧時間を含む。）の実施状況について確認する。

本項は、前項及び前々項と連動した内容となることから、令和5年度の重点確認の対象は、前項及び前々項と同じ以下の電気通信設備における対応措置及び応急復旧措置の影響評価に関する取組状況とする。

① 加入者の情報を制御・管理する設備（いわゆる加入者データベース）

② 基幹ネットワークで用いられるルータ（コアルータ）

## 4. その他

その他、緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。